

## 平成28年度さいたま市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成28年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	495,070 戸
(2) 年間総汚水処理水量	133,624,145 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均汚水処理水量	366,094 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	15,532,461 千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			25,588,956 千円
第1項	営業収益			22,425,961 千円
第2項	営業外収益			3,162,428 千円
第3項	特別利益			567 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			24,327,388 千円
第1項	営業費用			20,606,506 千円
第2項	営業外費用			3,710,232 千円
第3項	特別損失			650 千円
第4項	予備費			10,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,040,231千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 832,304千円、過年度分損益勘定留保資金 802,028千円、当年度分損益勘定留保資金 8,405,899千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	19,930,941 千円
第1項	企 業 債	17,037,400 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	403,850 千円
第3項	国 庫 補 助 金	2,024,000 千円
第4項	負 担 金	455,594 千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金	10,097 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	29,971,172 千円
第1項	建 設 改 良 費	18,320,015 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	11,639,537 千円
第3項	長 期 貸 付 金	11,620 千円

( 継続費 )

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 日進調整池整備事業	2,335,000 千円	平成28年度	107,000 千円
				平成29年度	1,595,000
				平成30年度	633,000
1	資本的支出	1 建設改良費 東新井ポンプ場 施設再構築事業	159,000	平成28年度	50,000
				平成29年度	109,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 資本的支出	1 建設改良費	深作第1ポンプ場施設再構築事業	384,000	平成28年度	138,000
				平成29年度	246,000
1 資本的支出	1 建設改良費	鴨川下ポンプ場再構築事業	180,000	平成28年度	80,000
				平成29年度	100,000
1 資本的支出	1 建設改良費	鴨川中ポンプ場再構築事業	160,000	平成28年度	40,000
				平成29年度	120,000

( 債務負担行為 )

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳作成業務 (平成28年度取得資産分)	平成28年度から 平成29年度まで	2,700千円
下水道施設緊急修繕 (平成29年度分)	平成28年度から 平成29年度まで	17,550千円
下水道施設緊急清掃業務 (平成29年度分)	平成28年度から 平成29年度まで	5,886千円

( 企業債 )

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 14,517,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	973,400			
資本費平準化	1,546,400			
合 計	17,037,400			

( 一時借入金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,242,998 千円

( 他会計からの補助金 )

第 11 条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,984,074千円である。

平成 28 年 2 月 2 日 提出

さいたま市長 清水 勇 人